

総務常任委員会会議録（平成21年12月11日）

1 日 時 平成21年12月11日（金） 12時23分～12時43分

2 場 所 滝沢村役場 4階 第1委員会室

3 出席者 委員長 齊藤健二 副委員長 柳村 一
委員 佐藤澄子、武田猛見、遠藤秀鬼、鎌田 忍、黒沢明夫
事務局 主任主査 岡田洋一

4 協 議

(1) 開 会

(2) 委員長挨拶

委員長：本日の本会議にて、本委員会に請願第3号が付託され、14日の審査に先立ち審査方法について協議するためお集まりいただきました。よろしくお願ひします。

なお、委員全員出席し定足数に達しておりますので、本委員会は成立します。

(3) 協議事項

①審査事項について

委員長：請願第3号「公共事業に関する請願書」が本委員会に付託され、その審査の方法につ

いて協議します。内容は、審査において請願者に出席いただき直接願意並びに趣旨説明を受けながら審査するかということです。また、村の契約制度がどのようになっているのか、財務課にも説明員として出席を求めるかであります。意見をお願いします。

黒 沢：私は本請願の紹介議員になっているが、請願者に出席していただく場合の対応はどうなるのか。

事務局：請願者が自ら説明し、質疑にも対応いただくものとなります。

武 田：紹介議員は趣旨等の説明を受け、紹介議員になっているわけであるが、願意を直接聞いた方がより明確になると思う。村の契約制度についても説明を受けた方がよいと思う。

鎌 田：請願者の出席はどのような形式と制度によるものになるのか。

事務局：会議規則、委員会条例によるものではありませんが、請願者の委員会出席を委員会で決定し、委員長より議長にその旨を通知し、議長はそれを受け請願者に出席依頼の文書を提出することになります。（滝沢村議会の運営に関する基準第114）

また、当局に対しては、委員会条例第19条に基づく出席説明の要求となります。

武 田：県議会等では、委員会開催以前に請願者が各会派に対して説明しているようであるが、今回は委員会開催中または開催以前のどちらになるのか。

事務局：どちらの方法も可能と考えますので、この場で決定いただければと思います。

武 田：公式に委員会に出席いただき説明を受けた方がよいと考える。

委員長：今回このような機会を作ることは審査する上で大変有効と考えるので、委員会に

出席いただくことでよいのではないか。

柳 村：委員会に付託されたわけであるので、委員会に出席いただくべきである。

遠 藤：委員会の付託であるので、委員会で説明、確認するべきと考える。

委員長：では、14日の委員会に請願者に出席いただき説明を受けることでよいか。また、併せて財務課に対して説明員の出席要求をすることでよいか。

委 員：全員異議なし

委員長：そのように決定します。よって私より議長に対してそれぞれ文書にて通知することといたします。以上で委員会を閉会します。【12時43分閉会】